

# IoT等活用支援事業 業務委託仕様書

## 1 目的

中小企業の喫緊の課題である競争力強化や人手不足に対応するため生産性向上に向けたIoT・AI等先進的技術の活用を推進する支援体制を強化するとともに、専門家等を派遣・育成することで、県内企業が自ら継続的に改善活動に取り組む機運を高め、良質で安定的な雇用の創出と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

## 2 本事業の支援対象企業

本事業の支援対象企業は、県内に本社又は事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者。）とする。

なお、支援対象企業の以下の業種に限定とする。

指定主要業種	指定関連業種
食料品製造業（09）	飲料・たばこ・飼料製造業（10）
はん用機械器具製造業（25）	化学工業（16）
生産用機械器具製造業（26）	プラスチック製品製造業（18）
業務用機械器具製造業（27）	金属製品製造業（24）
電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）	情報通信機械器具製造業（30）
電気機械器具製造業（29）	輸送用機械器具製造業（31）
情報サービス業（39）	インターネット附随サービス業（40）
社会保険・社会福祉・介護事業（85）	医療業（83）

## 3 業務の内容

受託者は、中小企業が抱える課題を認識し、解決に向けた方向性を提示すると共に、具体的な支援を実施するため次に掲げる業務を実施する。

### （1）生産性向上アドバイザーの設置

受託者は、次に定める生産性向上アドバイザーを設置する。

#### ① 生産性向上アドバイザーの要件

- ア 企業の製造現場の実情を理解し、IoT等の導入に関する全般的な知識を有する者であり、中小企業の課題解決支援の実績を有する者とする。
- イ 支援対象企業の課題解決に対して、IoT導入専門家として登録される者の強み・技術を理解し、支援対象企業とマッチングできる者とする
- ウ アドバイザーは本事業の遂行を総括する立場であることから、事業の趣旨を理解し、進捗管理ができる者とする。

#### ② 業務

- ア 中小企業への訪問・ヒアリングを行い、現場改善に向けたIoT導入可能性を判断

し、課題の解決のために具体的かつ実践的な指導・助言ができる IoT 導入支援専門家を選定し、派遣すること。

なお、アドバイザーが専門的知識を有し、課題解決に対して具体的かつ実践的な指導・助言が可能な場合は、アドバイザーが IoT 導入支援専門家の役割を兼ねて対応できるものとする。

- イ 必要に応じ IoT 導入支援専門家に同行し、支援対象企業に対しフォローアップを行うこと。
- ウ IoT 関係のセミナーや情報共有会議へ出席するなど、積極的に支援対象企業の発掘に努めること。
- エ アドバイザーはヒアリングにより知り得た対象企業の企業秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

③ 条件等

アドバイザーは一月あたり延べ12日程度活動すること。

## (2) IoT 導入支援専門家

受託者は次に定める IoT 導入支援専門家を登録する。

① 専門家の要件

次に掲げる各分野において高い専門性を有する実務経験者とする。

- ア IoT 分野
- イ ロボット・自動化分野
- ウ データ分析・利活用分野
- エ AI・画像解析処理分野

② 業務

- ア 専門家はアドバイザーの判断に基づき支援対象企業を訪問し、要望を聞き取りながら、課題解決のために具体的かつ実践的な指導・助言を実施する。
- イ 専門家は支援対象企業の課題に応じた解決方法を複数案提示し、IoT 等導入計画を作成する。

なお、解決案は提示前にアドバイザーの了解を得るものとし、要望に応じた解決方法であることを対外的に説明できるものとする。

- ウ 専門家は派遣を引き受けることにより知り得た対象企業の企業秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のためだけに利用してはならない。
- エ 専門家が支援対象企業を訪問する場合には、原則としてアドバイザー若しくは受託者の担当職員が同行するものとする。

③ 条件等

専門家派遣は支援対象企業から費用を徴収しないものとし、1社あたりの訪問回数最大4回までとすること。

### (3) 専門家人材養成講座の実施

受託者は「IoT等専門家人材養成講座」を開設し、IoT等の導入計画の構築や導入支援を行う人材を養成すること。

#### ① 講座概要

実施期間：令和2年11月末までの実施を想定

対象者：(ア) ITやIoTに関する知見を有している県内事業者（ITスキル者等）  
(イ) 企業の生産現場について理解のある県内事業者（現場技術者等）

参加者数：(ア) 及び (イ) 合わせて10名程度

専門家認定：受託者は講座受講終了者をIoT導入専門家に認定することができる。

講座時間：1回あたり6時間程度で8日間以上開催する。

講座内容

受託者は以下の項目を念頭に、講座実施計画を作成するものとする。

形式	テーマ	内容
講座	基礎知識・現場カイゼン基礎編	IoT等の基礎知識に加え、製造業のサプライチェーン（計画、調達、生産、販売、在庫など）に関する業務の基礎を学ぶことにより、製造業務の抱える問題や課題への正しい理解と改善策を習得する。
実習	実機を使った研修	IoT機器の実機を使い、IoTのセンサーや通信、システムなどの仕組みを理解することで技術的な知識を習得する。
視察	スマートファクトリー見学	スマートファクトリー化に取り組む企業を見学し、現場課題の抽出、課題解決のアプローチについて体験的に学ぶ。
実習	データ分析	収集したデータを使い、分析方法を実習的に学ぶ。
講座	自動化分野	ロボットや自動機の事例・法令・導入スキームなどについて学ぶ。
講座	現場カイゼン実践編	協力企業への実習に向け、実践的な課題提案と課題解決へのアプローチ方法の考え方について学ぶ。
実習	協力企業での改善提案	製造現場での調査等を通じ、現状分析を行うとともに、現場改善のポイントを指導しながら、その企業に添ったIoT技術を活用したカイゼン提案を実施することで、支援業務を実践的に学

		ぶ。
講座	成果発表	改善提案内容の発表を通じて、講座の成果をまとめる。

## ② 業務内容

### ア 講座の詳細企画作成

- ・ 講座実施計画および受講者募集要領の作成
- ・ 講座開催の広報（HP掲載、DM発送等）
- ・ 受講者の募集、受付、決定、通知
- ・ 各講義及び実習内容の決定
- ・ 各講義及び実習の講師の選定
- ・ 教材及び副教材、補講用資料等の作成、選定
- ・ 受講者アンケートの実施

### イ 講座の準備

- ・ 会場の確保と必要な設備・機器の手配・調整
- ・ 講師の手配（講義、実習内容、スケジュール、教材等の調整含む）
- ・ 講座の実施に必要な教材、配布資料等の準備
- ・ 現場実習先の選定（現場実習の見学企業および協力企業は事前に県と協議の上、決定する。）

### ウ 講座の開催

- ・ 会場設営
- ・ 教材等の配布
- ・ 講座の実施

### エ 講座受講者の管理

- ・ 受講者の受付
- ・ 受講状況の管理
- ・ 受講者との連絡・調整

### オ 修了証明書の作成・交付

### カ 会計事務

- ・ 講座の受講費の徴収（受講費：実費相当額を想定）
- ・ 講師謝金及び旅費の支払い
- ・ その他の経費の支払い

### キ その他講座の実施に必要なと思われる業務

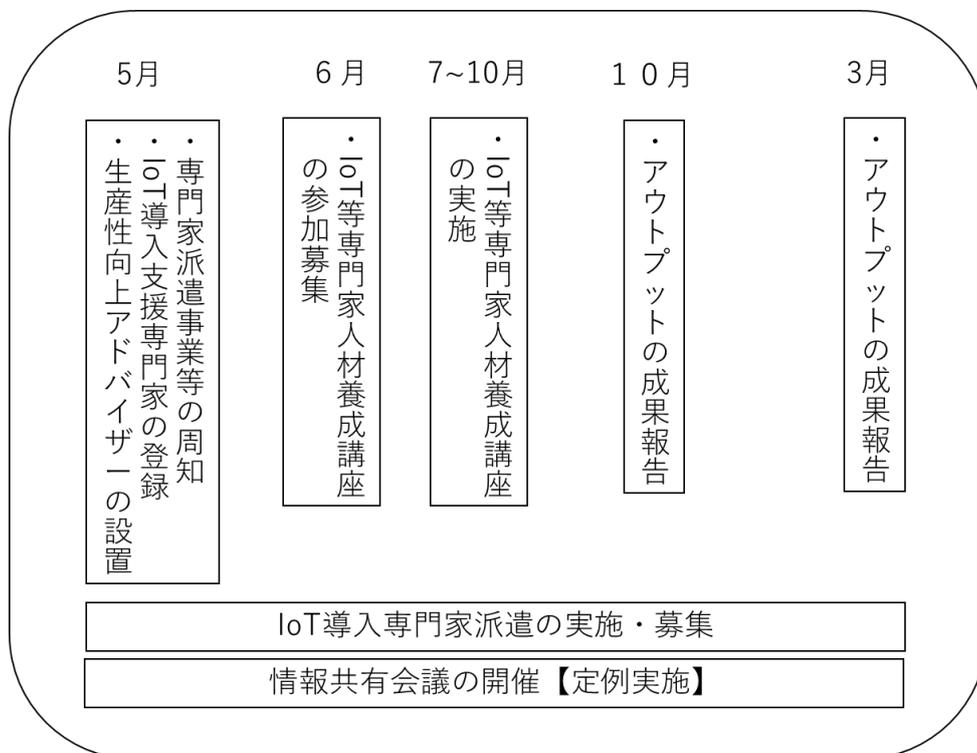
- ・ 必要が生じた業務については別途内容を協議する。

## （４） 情報共有会議の開催

受託者は支援対象企業の支援状況等について、県及び関係機関と情報共有を図

る定期的な会議を開催すること。

※本事業のスケジュール（予定）



(5) 各種調整等業務

支援対象企業、アドバイザー、専門家及び県との連絡調整を行い、支援対象企業の進捗状況を管理すること。

(6) その他

前項までに規定のない業務内容については、企画提案書に基づくほか、県と受託者が協議の上、決定する。

4 本業務の活動指標（アウトプット）

(1) アドバイザーの訪問企業、並びに講座参加企業数延べ 72社 (R2)

(参考 R3：119社 R4：169社)

※令和2年10月末までにアウトプットの80%を達成すること。

※本事業ではアウトプットの企業の内、新規就職者数10名（うち良質な雇用による就職者数2名）（新規雇用 R3：24名、R4：38名、良質な雇用 R3：6名、R4：10名 を予定）の達成・成果目標を掲げていることから、アドバイザーには事業の趣旨を十分に理解させること。

## 5 委託業務の完了報告

### (1) 業務完了報告

本事業が終了したときは、事業実績報告書及び収支決算書（経費の詳細がわかるもの）を県に提出しなければならない。

### (2) 事業期間中における実績報告

本事業の委託契約締結後、県から求めがあった場合は、その時点での事業の進捗状況や実績、経費の執行状況について報告しなければならない。

### (3) その他山梨県への報告

委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県へと連絡調整を行うこと。

#### ① 月次報告

1月ごとに進捗状況、実施内容等を別紙様式1・2・3により報告

## 6 事業実施に係る留意事項

- (1) 本事業は、公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。本事業の実施に当たっては、総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類並びに事業に従事するスタッフ等の労働者名簿、出勤簿、業務日誌、賃金台帳、賃金等口座振込書及び社会保険等手続書類等の労働関係帳簿類を整備するとともに、本事業とその他の事業との経理を明確に区分すること。
- (2) 本事業は、事業の終了後も含めて、今後、山梨県監査委員等や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。また、(1)で規定する会計関係帳簿類、労働関係帳簿類及び通帳並びに業務日誌等を事業終了後5年間保存しておくこと。
- (3) 本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。
- (4) 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- (5) 備品等購入（機械、器具の購入等）は認めない。また、事業実施に必要となる機械器具等については、原則リース・レンタルにより調達すること。
- (6) リース・レンタルの契約においては、効率的に締結されるよう入札実施や複数の者から見積りを徴取する等により適正に取り扱うこと。

リース・レンタル契約の終了後、無償等で借り手に所有権を譲渡する旨の特記のある契約については、実態が購入による財産取得と変わらないこと等からリース・レンタル契約終了後、貸し手にリース・レンタル物件を返還する（所有権の移転が生じない）契約とすること。

- (7) 受託者は本事業を引き受けることにより知り得た対象企業の企業秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。
- (8) 本事業を一括で再委託することは禁止する。

## 7 その他

- (1) 本事業は、国の地域活性化雇用創造プロジェクトを活用して行うため、「地域活性化雇用創造プロジェクト募集要領」に規定される要件を遵守すること。
- (2) その他、本件に関して疑義が生じた場合には、双方協議のうえ、決定するものとする。

(様式1)

( 文書番号 )

令和 年 月 日

山梨県産業労働部長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者・氏名

印

## IoT 等活用支援事業実施状況報告書

このことについて、IoT 等活用支援事業 業務委託仕様書の規定に基づき、令和  
年 月分の実施状況を別添のとおり報告します。

添付書類

- 1 IoT 等活用支援事業活動報告書 (様式2) <写し>
- 2 支援案件整理表 (様式3)

(様式2)

## IoT等活用支援事業活動報告書

令和 年 月 日

<委託先事業者名> 殿

<生産性向上アドバイザー ・ IoT導入専門家>  
氏名 \_\_\_\_\_

令和\_\_年\_\_月分の支援活動実績を次のとおり報告致します。

実施日	令和 年 月 日 時 分～ 時 分
支援先事業者	
活動内容	
業務内容	先方対応者・同行者  訪問の目的および支援の具体的な内容
旅費	自動車： km 出発地【 】 帰着地【 】 電車： 出発地【 】 帰着地【 】 その他：

※必要に応じ写真を添付、活動毎に上表を追加して作成

令和 年度 IoT等活用支援事業 支援案件整理表

下記申し込み状況を記入

No.	日付	訪問先	住所	TEL	E-mail	面会者		訪問内容	中分類	従業員数 (山梨工場のみ)	従業員数 (企業全体)	資本金 (万円)	PJ希望 有無	社員募 集有無	参加申 込有無	訪問者	企業or 他	
						役職	氏名											
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		